

社会福祉施設等における津波浸水リスクへの対応

施設の分類	津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定	施設において必要な対応
所在地に津波による浸水のリスクがない施設	津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定はない。	特になし
所在地に津波による浸水のリスクがある(※1)施設	厚生省令又は厚生労働省令(※2)に基づき、非常災害対策計画の作成及び訓練の実施が原則義務化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策計画に、津波発生時の対応を追加</li> <li>・津波の発生を想定した訓練を実施</li> </ul>
所在地が津波災害警戒区域に指定されており、地域防災計画に定められている施設	津波防災地域づくり法に基づき、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の発生を想定した避難確保計画を作成し、市町村に提出</li> <li>・津波の発生を想定した訓練を実施し、市町村に報告</li> </ul>

(※1) 津波による浸水のリスクは、津波浸水想定その他都道府県(又は市町村)が公表する津波リスクに関する資料から把握できる。

(※2) 例えば、指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)」